

岡山県住民基本台帳ネットワークシステム

代表端末機器等賃貸借に係る仕様書

令和7年5月

岡山県県民生活部市町村課

第1 はじめに

1 名称

岡山県住民基本台帳ネットワークシステム代表端末機器等に係る賃貸借

2 概要

本仕様書は、岡山県が住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）で使用する代表端末機器等を調達するために行う賃貸借契約に関して、調達する機器の仕様、数量、設置場所、導入・保守作業内容等について記載する。

3 本書の位置づけ

本仕様書に記載された要件は、原則として全て実現すべきものであるが、仕様書に対する質問への回答において本県がこれを了承した場合は、その内容によることとする。

第2 調達の詳細

1. 調達の目的

本仕様書による調達は、住基ネットの更新に伴うものであり、機器等（代表端末（サーバ）、ファイアウォール、ネットワーク機器等、プログラムプロダクト、マニュアルを含む）の調達、設定、移行及び保守作業を実施することで、システムの安定稼働を実現する。

2. 調達の方法

(1) 機器等の調達方法

新システムの機器調達及び設置、新システムへの移行・修正等に必要な作業を一括して賃貸借で調達することとし、賃貸借期間中の機器等保守についても本調達に含めるものとする。

(2) 賃貸借期間

令和7年11月1日（土）から令和12年10月31日（木）まで

※令和8年度以降において、本県の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合には、この契約は解除するものとする。

※賃貸借期間中は、動産総合保険契約を締結し、保険料を負担すること。

※賃貸借期間終了後は、賃貸借物件を本県に無償譲渡するものとする。

(3) 機器等の借入場所

テレポート岡山ビル2階データセンター内

3. 調達の範囲

本調達においては、新システムで使用する機器等への更新及び新システムを稼働させるために必要な作業を実施するとともに、機器等の切替え後の保守を実施すること。

(1) 機器等更新作業

① 本仕様書及び「別紙1 機器等の仕様」に記載のハードウェア・ソフトウェアの調達を実施すること。

機器等の設置場所については上記2.(3)のとおり。

機器等の項目及び数量については、以下のとおり。

項番	項目	数量
1	代表端末（サーバ）	1
2	集約ネットワーク接続ルータ	2
3	集約ネットワーク接続ハブ	2
4	スイッチング HUB	3
5	ファイアウォール	2
6	業務プリンタ	1
7	業務ログ解析ツール	1
8	照合情報読取装置	1
9	ネットワーク監視装置	1

- ② 上記で調達した機器等の据付調整（設置、耐震、LAN配線等）及び設定作業（ソフトウェアのインストール、各種環境設定等）を実施すること。
 - ③ 調達した機器等での稼働試験及び切り替えに関わる作業を実施すること。既存の業務端末について、新システム切り替えに関する稼働試験を実施すること。
 - ④ 機器等の設置、更新に関わる一切の作業を含むこと。
 - ⑤ 機器等更新作業の詳細は、「別紙2 システム移行・機器等設置作業の仕様」のとおり。
- (2) システム移行作業
- ① 現行システムからのデータ移行を実施すること。
 - ② 現行システムから新システムに移行するための全ての作業を実施すること。
 - ③ 令和7年11月からの新システムの稼働にあたり、当該新システムへの移行期間中に既存機器への設定変更作業及び切り替え時の立会い等が必要となるため、既存システム構築業者と連携し、安定稼働に必要な措置を実施すること。これに要する費用についても、本調達に含めること。
 既存システム構築業者：株式会社NTT データ中国 岡山支店
 電話番号：(086)227-0222
 - ④ システム移行作業の詳細は、「別紙2 システム移行・機器等設置作業の仕様」のとおり。
- (3) 保守等
- ① 機器等更新作業で導入した機器等（ハードウェア及びソフトウェア）について、保守等を実施すること。
 - ② 保守期間は、令和7年11月1日（土）から令和12年10月31日（木）までとする。
 - ③ 保守等の詳細は、「別紙3 保守等の仕様」のとおり。

4 機器等の仕様及び作業条件

(1) 機器等の仕様に関する条件

- ① 調達機器の構成及び仕様は「別紙1 機器等の仕様」のとおりとする。
- ② 機器等は、「別紙1 機器等の仕様」に記載している仕様を満たし、かつ本県の情報通信ネットワーク上において問題なく動作する機能及び性能を有していること。
 なお、「別紙1 機器等の仕様」に記載されている各機器等の仕様は、特に表記する場合を除き、当該機器等一台あたりの要求数を記載している。
- ③ 機器等の機種及びバージョンについては、特に指定のない限り、最新のものを導入すること。
- ④ ソフトウェアについては、メディア（媒体）及びライセンスも含めること。ライセンス数については、ソフトウェア利用条件に抵触しないものとする。
- ⑤ システムの安定稼働及び継続運用を確保するため、仕様書「備考欄」に「指定」と記載しているものは、変更することはできない。
- ⑥ セキュリティに関する機能を提供する製品は、ISO/IEC15408 認証を取得していることが望ましい。
- ⑦ 環境負荷の軽減及び省エネルギーに考慮した製品を導入することが望ましい。

⑧ 賃貸借期間終了日までに製造メーカーのサポートが終了しない機器等を選定すること。

(2) 作業に関する条件

① 作業は、本県担当者の指示に従い無理のないスケジュールで実施すること。なお、スケジュールに関しては「別紙6 スケジュール（案）」を参照すること。

② 既存システムについては、本県及び既存システム構築業者が運用及び保守を行っているため、機器等更新作業における切り替え時に既存システム構築業者に立会いを求め、新システムの稼動に万全を期すこと。また、保守作業に移行する場合についても、既存システム構築業者との引き継ぎを実施すること。

既存システム構築業者の立会い、引き継ぎ、作業依頼等に要する費用については、本調達に含めること。

③ データ移行及び新システムへの移行において、既存システム構築業者の支援が必要な場合の費用については、本調達に含めること。

④ 本調達の範囲内において、住基ネットの正常な動作を保証すること。

⑤ 各作業に従事する責任者及び担当者の氏名、所属、連絡先等について、事前に書面で報告すること。

⑥ 各作業に従事するものは、本調達に必要な作業内容を十分に理解し、かつ業務遂行に必要な知識、能力及び経験を有する要員を配置すること。

⑦ 賃貸借期間開始日の前日まで、適切な技術者（SE）による支援作業及びサポートを実施すること。また、都道府県の住基ネットに精通した要員を配置すること。

⑧ 各作業に従事する者は、「別紙4 セキュリティの仕様」を熟読した上で、業務にあたること。

⑨ 作業期間中は、一元的なサポート窓口を開設し、本県に明示すること。

⑩ 作業期間中は、作業内容の確認、進捗状況の把握及び管理を行うため、本県が参加する会議を適宜開催すること。開催日時、参加者等については、別途協議の上、定めること。

⑪ 作業期間中に発生した機器等の障害については、納入業者の責任において対応すること。

(3) その他

既存システムの機器に蓄積されたデータの消去、設置場所からの取り外しを実施すること。データ消去、機器等の取り外し作業については、既存システム構築業者と連携して実施に当たること。

5 機器等の設置条件

(1) 機器等の設置場所、数量及び本県が提供を要する電源容量については、提案する機器により算出し、本県に提出すること。

(2) 賃貸借期間開始日の前日までに、本県が指定した設置場所に、使用可能な状態で設置すること。また、地方公共団体情報システム機構が行う試験において正常動作が確認された上で引き渡しを行うこと。

6 機器等の納入条件

(1) 検査及び引き渡し

- ① 契約締結日から賃貸借期間開始日までに、機器等の設置、調整及びシステムの移行等を完了し、本県立会いのもと動作確認を行い、引き渡すこと。
- ② 必要な設計書、試験報告書等については、引き渡し日の前日までに本県に提出すること。
- ③ 機器更新作業及びシステム移行作業の終了後、本県による検査を実施する。
- ④ 検査に合格したときに引き渡しが完了したものとする。
- ⑤ 検査に要する費用については、本調達に含むものとする。

7. その他

(1) データ等の引き継ぎ

賃貸借終了後は、蓄積されたドキュメント、データ、プログラム等を汎用性のある形で本県に引き継ぐこと。その際、後継機器が決定していれば、その機器への移行を行える形で引き継ぐこと。

(2) 再委託に関する取り決め

受託者は、本業務の履行にあたり、業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、受託者が、再委託しようとする業者の名称、業務の範囲、契約金額、理由、その他委託者が必要とする事項を委託者に書面で申請し、委託者の書面による承認を得たときは、この限りでない。

(3) 遵守すべき主な法令等

- ① 納入業者は、本調達において、本仕様書、関係する本県の条例及び規則等を熟知し、本県の指示にしたがい、誠実にこれを履行するものとする。
- ② 岡山県情報セキュリティポリシーを遵守し、情報システムの機器保守業務を実施すること。

別紙一覧

別紙 1	機器等の仕様
別紙 2	システム移行・機器等設置作業の仕様
別紙 3	保守等の仕様
別紙 4	セキュリティの仕様
別紙 5	機器構成概念図
別紙 6	スケジュール（案）

別紙1 機器等の仕様

各機器の仕様は、次のとおりとし同等以上の性能を有すること。

(1) 代表端末（サーバ） 1台（参考型番）Express5800/R110m-1

項	機能	仕様
ハードウェア要件		
1	形状	EIA 基準準拠 19 インチ ラックマウント型とすること
2	CPU	インテル® Xeon プロセッサ E3-1220v6 を 1 個以上搭載すること または、上記プロセッサと同等以上の性能を有する互換プロセッサとすること 64 ビットバージョン（x 64 対応、またはこれに相当するアーキテクチャ）の製品であること
3	メモリ	4GB 以上搭載すること
4	ローカルディスク	実効容量 120GB 以上を 2 個搭載すること（C ドライブ：120GB D ドライブ：120GB）
5	RAID 構成	4 に示すローカルディスクで RAID1 を構成すること
6	外部記憶装置	DVD-RAM を 1 個搭載すること（本体に内蔵） バックアップ用の外付けハードディスク（1TB 以上）を 2 個以上用意すること
7	ネットワーク	1000BASE-T または 100BASE-TX 対応であること 必要ポート数：2 ポート
8	USB インタフェース	USB2.0 準拠の照合情報読取装置を接続し、動作確認できること USB2.0 以上のインタフェースを 2 つ以上搭載すること
9	ディスプレイ キーボード・マウス	18.5 型 LCD コンソールユニットを導入すること PS/2 マウスまたは USB マウスであること
10	照合情報読取装置	(8)照合情報読取装置を稼働させること
11	その他	Microsoft Windows Server 2022 Standard Edition の動作保障がされていること 構成を実装する上で、必要となるアダプタ類/ケーブル類/電源コード等をすべて含むこと
ソフトウェア要件		
1	オペレーションシステム	Microsoft Windows Server 2022 Standard Edition 代表端末にアクセスする接続デバイス数分（合計 2）のクライアントアクセスライセンスを調達すること
2	照合情報読取装置制御	照合情報読取装置の制御が可能なこと 地方公共団体情報システム機構の指定製品（富士通株製 住基ネット用操作者認証装置 V3（ガイド有）FAT13FLJL1、AuthConductor 生体認証ミドルウェア V3 1 インストール A28792SM（FAT13FPJL1 月額保守 週 5 日 8:30～17:30）、AuthConductor 生体認証ミドルウェア V3 メディアバック A287C2SL）を調達すること
3	バックアップソフト	イメージバックアップを取れるソフトを含むこと
4	その他	すべてのソフトウェアが OS 上で問題なく動作すること 本仕様を実現するために必要なソフトウェアをすべて含むこと（各種インタフェースボードを制御するドライバソフトウェアなど） 地方公共団体情報システム機構から配付されるソフトウェアと連携し、問題なく動作すること

(2) 集約ネットワーク接続ルータ 2台 (参考型番) Catalyst C8200L

項	機能	仕様
ハードウェア要件		
1	形状	EIA 基準準拠 19 インチラックに取り付けできること
2	ネットワーク	10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-T 対応 接続予定機器を収納可能なポート数を有すること 必要なポート数は以下のとおり ・回線終端装置用：1 口 ・集約ネットワーク接続用ハブ用：1 口 ・コンソール用：1 口 不要なポートを閉塞する機能を有すること
3	供給電源	AC100V (50/60Hz)
4	冗長化プロトコル	VRRP (または HSRP) を利用し、仮想 IP (VIP) を設定することができること BGP-4、OSPF や IP SLA 等を用いてトラフィックのモニタリングや Hello パケット等で WAN 側の障害の検知をする機能を有すること
5	ルーティング	IP アドレスをベースにフィルタリングを行うことができること
6	帯域制御	QoS や Shaping 等を用いて IP アドレスやポート番号によって帯域制御することができること。なお、QoS は 4 段階の設定ができること (クラス 1~4)
7	アドレス変換	静的 NAT を設定できること
8	その他	SNMPv2、TRAP の機能を有すること SSH を利用して機器にアクセスすることができること 操作者に対しては、ユーザ認証等によりアクセス制限できること IPsec 等を用いて暗号化通信ができること

※ 推奨機器：Catalyst C8200L (地方公共団体情報システム機構の機器指定なので変更可能性あり：整備概要が示されていない)

※ 2台にてアクティブ-スタンバイ構成とすること

(3) 集約ネットワーク接続用ハブ 2台 (参考型番) Catalyst9200L

項	機能	仕様
ハードウェア要件		
1	形状	EIA 基準準拠 19 インチラックに取り付けできること
2	ネットワーク	1000BASE-T または、100BASE-TX 対応 接続予定機器を収納可能なポート数を有すること 必要なポート数は以下のとおり ・集約ネットワーク接続用ルータ用：1 口 ・都道府県庁内のネットワーク用：1 口 ・コンソール用：1 口 ・集約ネットワーク接続用ハブの相互接続用：2 口 不要なポートを閉塞する機能を有すること
3	供給電源	AC100V (50/60Hz)
4	VLAN 機能	VLAN を 2 種類以上設定する機能を有すること (タグ VLAN、ポートベース VLAN)

5	その他	SNMPv2、TRAP の機能を有すること SSH を利用して機器へアクセスすることができること 操作者に対しては、ユーザ認証等によりアクセス制限できること 集約ネットワーク接続用ルータ（現用）と集約ネットワーク接続用ルータ（予備）間のブロードキャストの通信ができること スパンニングツリー機能を有すること
---	-----	---

※ 推奨機器：Catalyst9200L（J-LIS の機器指定なので変更可能性あり：整備概要が示されていない）

※ 2 台にて二重化構成とすること

(4) スイッチング HUB 3 台（参考型番）QX-S1108GT

項	機能	仕様
ハードウェア要件		
1	形状	EIA 基準準拠 19 インチラックに取り付けできること
2	ネットワーク	100BASE-T/1000BASE-T 対応 8 ポート以上 不要なポートを閉塞する機能を有すること
3	その他	スイッチングハブとすること インテリジェント型であること スパンニングツリー機能を有すること VLAN 対応可能なこと SNMP エージェント機能を有すること

(5) ファイアウォール 2 台（参考型番）CheckPoint 3600 アプライアンス

項	機能	仕様
1	形状	EIA 基準準拠 19 インチ ラックマウント型（1U 以内）とすること またはトレイ等を利用してラックに搭載すること
2	メモリ	8GB 以上搭載すること
3	ハードディスク	240GB SSD を 1 個以上搭載すること
4	ネットワーク	6 ポート以上有すること 1000BASE-T に対応していること
5	USB インタフェース	USB3.0 準拠の外付け DVD ドライブを接続し、動作確認できること
6	ファイアウォール・スループット	4Gbps 以上であること
7	VPN スループット	2.7Gbps 以上であること
8	IPS スループット	1.9Gbps 以上であること
9	同時接続数	200 万以上であること
10	接続数/秒	32,000 以上であること
11	VLAN	1,024 以上であること。
12	ソフトウェア	Check Point R81.20 以上を搭載すること 既設ファイアウォールのログと互換性があること
13	機能	VPN 機能を有すること 既設ネットワーク及び都道府県サーバセグメント間の双方向の通信それぞれについてパ

		<p>ケットフィルタリングを設定できること</p> <p>既設ネットワークに対してN対Nの静的NATを設定できること</p> <p>アプリケーションレベルで通信制御できること</p> <p>ファイアウォールの操作者に対しては、ユーザ認証等によりアクセス制御できること</p> <p>特定の管理端末（ファイアウォール管理PC）のみアクセス可能に設定できること</p> <p>ファイアウォールログを収集できること</p> <p>設定データのバックアップを取得できること</p> <p>DMZ対応していること</p> <p>2台で冗長構成（ClusterXLまたはVRRP）が実現できること</p>
14	その他	<p>外付けDVDドライブ（USB2.0準拠）を添付すること</p> <p>構成を実装する上で、必要となるアダプタ類/ケーブル類/電源コード等をすべて含むこと</p> <p>無停電原装置と連動し制御するソフトウェア及び接続ケーブルを付属すること</p>

(6) 業務プリンタ 1台 （参考型番）MultiWriter 5350

項	機能	仕様
ハードウェア要件		
1	出力用紙サイズ	A4片面に対応していること
2	解像度	600dpi 以上 モノクロ
3	最大印字速度	A4片面28枚/分以上であること
4	用紙カセット	1以上とすること（標準ホッパを添付している場合、増設ホッパは不要）
5	ページ縮小機能	「A3→A4」の縮小が可能であること
6	インターフェース	100BASE-TX、USB2.0以上の各インターフェースを装備していること
7	その他	<p>Windows Server 2022及びWindows11 Proで動作可能であること</p> <p>上位機器との動作を保証すること</p>

(7) 業務ログ解析ツール

項	機能	仕様
ソフトウェア要件		
1	機能	<p>住基ネット業務アプリケーションから出力される「検索用業務アクセスログ」「業務操作ログ」「一括提供結果ファイル」をシステム管理者が簡単な操作で取得できるツールを提供すること</p> <p>【コード変換】 代表端末（サーバ）に転送したアクセスログファイルをUTF8コード形式からSHIFT-JISコード形式に変換できること</p> <p>【ログ保存】 代表端末のディスク上に上記変換を行ったファイル（SHIFT-JISコード形式）を保存できること 上記ファイルを外部記憶装置及び特定の端末に保存できること 代表端末に保存された不要ログを削除できること</p> <p>【ログ検索】 特定の業務端末から上記ログ等の検索が実施できること</p>
2	その他	<p>機能実現に必要なソフトウェアをすべて含めること</p> <p>上記ログ等の仕様については、地方公共団体情報システム機構が示す外部インターフェースの仕様に準拠し、動作確認されたものであること</p> <p>ログ取得からログ（検索用）作成までの一連の操作を極力自動化すること</p> <p>ログ集計により、業務端末に接続された操作者情報毎の検索件数及び住基ネット利用所属毎の検索件数を表示し一覧表として印刷できること</p>

(8) 照合情報読取装置 1台 (代表端末)

※地方公共団体情報システム機構の指定製品 (富士通㈱製 住基ネット用操作者認証装置 V3 (ガイド有) FAT13FLJL1) とすること。AuthConductor 生体認証ミドルウェア V3 1インストール A28792SM (FAT13FPJL1 月額保守 週5日 8:30~17:30)、AuthConductor 生体認証ミドルウェア V3 メディアパック A287C2SL) を調達すること。

(9) ネットワーク監視装置 1台 (参考型番) PowerEdge T560

項	機能	仕様	備考
ハードウェア要件			
1	形状	タワー型とすること	
2	CPU	インテル® Xeon Sliver プロセッサ 4509Y を 1 個以上搭載すること または、上記プロセッサと同等以上の性能を有する互換プロセッサとすること	
3	メモリ	16GB 以上搭載すること	
4	ローカルディスク	容量 960GB 以上 SSD を搭載すること	
5	RAID 構成	4 に示すローカルディスクで RAID1 を構成すること	
6	外部記憶装置	DVD-RAM を 1 個搭載すること (本体に内蔵)	
7	ネットワーク	1000BASE-T または 100BASE-TX 対応であること 必要ポート数 : 2 ポート	
8	ディスプレイ キーボード・マウス	ディスプレイは 22 インチ以上であること キーボードは USB タイプ日本語キーボードであること マウスは USB タイプであること	
9	その他	Microsoft Windows Server 2022 Standard Edition の動作保障がされていること 構成を実装する上で、必要となるアダプタ類/ケーブル類/電源コード等をすべて含むこと	
10	バックアップ装置	ネットワーク対応であること 2TB 以上であること	
11	パトライト	パトライト NHB4-3-RYG を入れること	
ソフトウェア要件			
1	オペレーションシステム	Microsoft Windows Server 2022 Standard Edition	
2	監視ソフト	NNMi を入れること	
3	バックアップソフト	イメージバックアップを取れるソフトを含むこと 推奨 アクロニス・ジャパン社 Cyber Protect Standard Server Subscription License	

(10) その他

以下のソフトウェアは、地方公共団体情報システム機構で当仕様に対応するライセンス数が配付されるため、当該端末に対してインストール・設定作業を行ったうえで、問題なく動作すること。

項目	機能	製品名	バージョン	製造元	ライセンス数
代表 端末	ファイルデリバ リソフト	ESMPRO/DeliveryManager エ ージェント	6.3	日本電気(株)	1
		ESMPRO/DeliveryManager ク ライアント	6.2	日本電気(株)	1
		ESMPRO/FileTransfer	4.1	日本電気(株)	1
	ウイルス除去・ 検出ソフト	FFRI yarai (注2)	3.3	FFRI(株)	1
		Windows Defender (注2)	—	マイクロソフト	—

(注1) 業務端末向けのライセンスは、業務端末の台数分を配付する。

(注2) ウイルス除去・検出ソフトについては、FFRI yarai 及び Windows Defender を同時に動作させた状態で動作確認、設定の調整等を行っている。これら以外のウイルス除去・検出ソフトを導入する場合、正常動作しないことがあるため、導入しないこと。

以上

別紙２ システム移行・機器等設置作業の仕様

1. 作業の内容

作業を行うに当たっては、本県の指示に基づき作業を実施すること。

2. 機器等設置作業

- (1) 調達機器等は本県が県庁サーバ室に準備したラックに搭載することとし、ブレーカーへの接続・電源ケーブルの敷設・機器用コンセントの設置は本県が実施する。
- (2) 機器等の接続に当たっては、事前に電気容量計算書を提出し、本県の承認を得た上で実施すること。
- (3) 機器等は、本県が指定した場所に納入すること。
システム稼動に影響を与えないよう注意して納入すること。
- (4) ケーブル配線については、十分な余長を持たせること。
- (5) 機器等の搬入・組み立て後の空箱等の搬入材を速やかに撤去すること。
- (6) 設置について不明な点が生じた場合、本県と受託者にて協議するものとし、対応について指示を受けること。
- (7) 本仕様書に記載されていない事項であっても、機器等の機能上、具備すべき必要があると認められる場合は、受託者の責任において実施すること。
- (8) 他システムと調整する事項が発生した場合は、受託者は該当システムの管理者と協力して調整を図ること。
- (9) 切替終了後、既存システム機器について、本県の指定する場合に移動させること。
- (10) プリンタについては、必要書類が特段の設定がない状態で使用できるよう調整し、代表端末とともに設置すること。

3. システム移行・機器等設定作業

本調達案件は、機器等の供給のみならず、ソフトウェア及びシステムの設定、移行等のSE作業が必要である。作業にあたっては、下記仕様の他、地方公共団体情報システム機構から提供される都道府県代表端末更改に係る手引書の内容及び地方公共団体情報システム機構の方針を踏まえ、本県の指示のもと、確実に作業を実施すること。

新システムは、現行システムと連携して稼動するため、既存機器に設定変更が必要な場合、既存システム構築業者と調整し対応すること。また、本システムを運用するためのソフトウェア等について、問題なく動作することを確認するとともに、導入後に不具合があった場合は、問題なく動作するまで作業及び立会いを実施すること。

(1) 機器等設定作業内容及び確認事項

- ① サーバ機器等のBIOS設定の実施
- ② ハードディスクのパーティション分割の実施
- ③ OS・ソフトウェア等（地方公共団体情報システム機構から提供されるものも含む）のインストール、必要なパラメータの設定、パッチ適用、動作確認及び総合試験の実施
- ④ バックアップ環境、ジョブスケジュール環境の適用

- ⑤ 各機器等におけるネットワーク接続、疎通及び正常稼働の確認
- ⑥ 既設のネットワークへの各機器の接続、疎通及び正常稼働の確認
- ⑦ ファイアウォールにて、セキュアな通信を実現すること。
- ⑧ 地方公共団体情報システム機構が設置するネットワーク機器との接続作業及び動作確認テストの実施
- ⑨ 機器の本設置完了後の各システムサーバ機器と業務端末間の疎通確認テストの実施
- ⑩ ネットワークは、他システムのネットワークと論理的に分割すること。
- ⑪ システム運用設計を行い本県の承認を得ること。
- ⑫ システム稼働に必要なすべての初期設定作業及び付帯作業を実施すること。
- ⑬ 上記に掲げるもののほか、必要に応じて地方公共団体情報システム機構、既存システム構築業者との連携及び調整作業を行うこと。
- ⑭ その他
 - ・ライセンス登録等が必要なものについては、本県の指示に従い登録申請を実施すること。
 - ・システム稼働期間までに機器等設定作業を完了すること。

(2) システム移行作業内容及び確認事項

- ① システム構築

地方公共団体情報システム機構が定めた「移行手引書」に基づき、各機器等を設定すること。（必要に応じて地方公共団体情報システム機構配付の移行ツール等を利用すること）

新システムにおいて、既存機器の設定情報を引き継ぐため、現行システムについて、十分に理解した上で作業すること。
- ② 業務端末・プリンタの調整

既存の業務端末について、システムが問題なく動作することを確認すること。

代表端末のプリンタについては、必要書類が特段の設定がない状態で使用できるよう調整し、代表端末とともに設置すること。
- ③ 動作確認

導入機器等及び地方公共団体情報システム機構より配付されるソフトウェアを適切に設定し、動作確認を実施すること。

正常系のみでなく、異常系についても確認すること。
- ④ 総合試験（リハーサルを含む）

試験項目については、事前に本県と合意の上で実施すること。

地方公共団体情報システム機構設置機器との接続確認を実施すること。
- ⑤ 切り替え時の立会い

切り替え時には、構築を担当したSEが立会い動作確認を実施するとともに、不具合が発生した場合、速やかに対応できる体制を維持すること。

切替日翌日の稼働立会いを実施すること。

4. 職員支援

本県当該システムの管理者に運用に必要な教育を実施すること。また、引き渡し完了までの間に地方公共団体情報システム機構及び現行システム運用業者との調整に関する資料作成等についても支援すること。

5. 技術者要件

本作業に係るSEは、住民基本台帳ネットワークシステムの構築及び保守運用の経験を有する者を配置すること。

6. 提出すべき書類

次の書類（紙媒体 1部 電子媒体 1部）を提出すること

- 機器等設定書 1式
- システム設計書 1式
- 試験報告書 1式
- 運用マニュアル 1式
- 機器等添付のマニュアル 1式
- ラック搭載図 1式
- 調達機器等の「シリアル番号」、「プロダクトID」、「ライセンスキー」等を一覧にまとめ、EXCELファイルで提出すること。

7. 特記事項

- (1) 新旧機器切替日までの間に発生した機器等の障害については、本県として引き渡しを受けていないため、受託者が対応すること。また、かかる経費についても本調達に含むものとする。
- (2) 新旧機器切替日までの消耗品（評価のための紙、トナー等）については、本調達に含めること。

以上

別紙3 保守等の仕様

1. 保守概要

システムが常に完全な機能を保つように、調達機器の保守作業を行うこと。保守作業にあたっては、地方公共団体情報システム機構及び現行システム運用業者との円滑な協力体制を実現すること。

2. 保守要件

以下の作業を受託者の責任において確実に実施すること。なお、下記に示す内容は必須条件であり、これ以外の内容についても本県の業務に影響を与えないよう必要に応じて実施すること。

(1) 定期保守、障害時保守共通事項

① 保守対象機器等

「別紙1 機器等の仕様」記載の賃貸借機器一式（ソフトウェアを含む。）

② 作業時間

ア 定期保守は、本県と協議の上決定すること。

イ 障害時保守は、通常運用時間（月曜日～金曜日 8時30分～17時30分）を原則とする。ただし、障害の内容に応じ本県が必要と判断した場合は、上記時間以外でも対応を行うこと。

③ 保守方法

原則としてオンサイトの保守を行うこと。

④ 費用負担

特段の定めがあるものを除き、保守に要する経費（部品の購入費等）は、県と協議の上決定する。

(2) 定期保守等（代表端末等サーバ）

① 作業内容

ア 機器動作テスト（機器各部の正常動作を確認すること）

イ 各部調整

ウ その他、機器等を正常な状態に保つために必要な作業

エ 定期点検マニュアル等、定期点検に必要な書類に相違がある場合は修正を行うこと。

② 障害予防

定期保守作業により、障害部位が発見された場合は、当該部位の部品交換等、必要な措置をとること。

③ 保守周期

ア 1回以上/12カ月

イ 時期、回数については県と協議すること。また、作業結果について県へ報告すること。

(3) 障害時保守

① 作業内容

ア 障害箇所の特定（ハードウェア／ソフトウェア）及び原因除去のための適切な対処。他のシステム構築関係業者に障害が起因する場合には、必要に応じ、当該業者への連絡を行うこと。

イ 障害回復後の正常動作確認（ハードウェア／ソフトウェア）

ウ 各部調整

エ 本県の職員等の取り扱いに起因する障害の場合、予防のための指導・助言

② 障害回復

ア 本県の作業指示後、設置場所への到着はおおむね1時間以内とする。

イ 到着後、速やかに作業開始とするが、回復に長時間（概ね6時間以上）を要する場合は、本県に連絡し指示を仰ぐこと。

ウ 原則として、障害連絡を行った場合は、翌稼働日の業務開始時間（午前8時30分）までに復旧を行うこと。

③ 完了報告

障害時保守における作業が完了した場合、その都度、完了報告書を提出すること。

3. 保守部品

賃貸借期間中、保守部品（付属品及びサーバ機等導入時のソフトウェアを含む。）を常時保有するとともに供給及び調達を保証し、速やかに入手できる手段及び経路を確保しておくこと。即時での保守対応が困難な部品がある場合には、あらかじめ本県に明示すること。

4. 保守体制その他

(1) 障害時の連絡対応、問診窓口を一本化すること。保守対象機器の中に他社製の機器及びソフトウェアがある場合も、納入業者が一つの窓口で対応すること。

(2) 原則として障害時の即時対応ができる体制であること。

(3) システムの稼働に必要なOS等のチューニング等の技術支援についても、県からの依頼に基づき確実に実施すること。

(4) 契約期間中に本県から各種協力依頼があった場合にはシステムの円滑な稼働に必要な限り迅速に対応すること。

(5) 地方公共団体情報システム機構から機器やソフトウェア等に脆弱性があるとの報告があった場合には、本県からの依頼に基づき地方公共団体情報システム機構の指示する内容を実施すること。

以上

別紙4 セキュリティの仕様

1 目的

本書は、受託者の情報資産の管理方法、遵守すべき事項及び判断基準等について定めることを目的とする。

2 情報資産

情報資産とは、受託者が本業務を行うにあたって、本県から提示した情報（紙媒体、磁気媒体、ハードウェアに記録されているデータ等）及び本県から提示した情報をもとに受託者が加工した情報のうち個人情報、内部機密情報及び本県が重要と判断したものをいう。

3 セキュリティ要件

受託者は本調達において、情報資産を、故意（盗聴、不正アクセス、改ざん、破壊等）、過失（入力ミス、操作ミス等）、災害（火災、地震等）、盗難、故障等の脅威から守るため、以下のセキュリティ要件を遵守することとする。

なお、本セキュリティ要件に記載のない事項で、本県が必要と認めた事項については、受託者と協議のうえ決定することとし、その遵守状況を定期的に報告すること。

(1) 人的セキュリティ要件

ア 受託者は、予め、相応の知識、技術及び経験を有する者を選抜し、情報セキュリティに関する責任者（以下「責任者」という。）を決定し、本県に報告すること。

また、「別紙2 システム移行・機器等設置作業の仕様」記載の作業に従事するSE（下請けとして受託する事業者も含む。）（以下「従事者」という。）について、その氏名、所属、連絡先及び作業場所を明記した一覧表を作成し、本県に提示すること。責任者及び従事者の変更が発生する場合には、その都度、報告するとともに、従事者一覧については最新のものを再度提出することとする。

イ 責任者は、従事者に対して、情報セキュリティを確保するうえで必要な指導、教育を行い、適切に従事者を管理すること。

ウ 従事者は、個人情報保護など最新の情報セキュリティに関する知識及び技術を得るよう努力すること。

エ 責任者及び従事者は作業にあたり、問題が発生していないかについて常に確認を行い、機器の異常、情報資産の紛失・流出、不正アクセス及びコンピュータウイルス等の問題が発生した場合には速やかに本県に報告するとともに、問題が拡大するのを防ぐための対策を講じること。

オ 責任者及び従事者は、常に身分を証明できるものを携帯及び掲示し、求めがあった場合にはこれを提示、明示すること。

カ 責任者及び従事者は、本業務の従事中に知り得た情報を他に漏らしてはならない。異動及び退職等により業務を離れた場合でも、同様とする。

キ 責任者及び従事者は、不特定の来訪者、業者等に重要な情報資産を見られることがないようにすること。

ク 作業を行ううえで受託者が準備、使用する端末等の機器は、全て受託者が所有する機器とし、個人が所有する機器は使用してはならない。また、当該機器については、情報漏洩等のセキュリティ上問題のあると考えられるソフト（Winny、Share等のファイル共有ソフト等）がインストールされていないことを予め確認するとともに、作業中においてもインストールしてはならない。

(2) 物理的セキュリティ要件

ア 情報資産及び情報資産をもとに加工した情報は、適切に保管しなければならない。

イ 本県の許可を得ず、情報資産を執務室外に持ち出してはならない。本県の許可を受けた上で、外部の場所に持ち出す情報資産については、運搬方法、利用場所及び利用方法・用途を明確にし、管理簿を設け適切に管理し、使用後は必ず返戻し本県の確認を得ること。外部に持ち出した情報資産について、持ち出し後、さらに移転を行う場合には速やかに報告を行い、承認を得ること。

ウ 情報資産が記録されている端末等の機器は、盗難防止対策のため、適切な措置を施すこと。

エ 重要な情報資産は、本県の許可なく複写、複製してはならない。

オ 情報資産が不要となった場合は、記録媒体の初期化など情報を復元できないように消去を行ったうえで廃棄しなければならない。重要な情報資産の廃棄は、本県の許可を得ることとし、行った処理について、日時、担当者及び処理内容を記録すること。既存機器（ハードウェア）のデータ削除・破壊が必要な場合については、本県職員立ち合いのもと、行わなければならない。

(3) 技術的セキュリティ要件

ア 端末等の機器からアクセス権限のない者に情報資産を使用されること、また許可なく電子データを閲覧されることがないように、IDやパスワード等による適切な措置を施すこと。

(4) 運用におけるセキュリティ要件

ア 受託者は、本県によるセキュリティ要件の遵守についての書面及び実地によるセキュリティ監査に全面的に協力すること。

以上

別紙5 機器構成概念図



